

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年5月13日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県立杜陵学園

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年1月13日

(2) 本監査実施日 平成28年2月16日

3 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 委託業務の契約に当たり、積算を誤っているものが1件、133,920円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 委託業務については、平成28年1月28日に変更契約を締結した。 今後は、計画的に契約事務を行うとともに、職員の契約事務に係る資質向上のため、研修会等に積極的に参加し、再発防止に努める。
イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 備品については、平成28年1月29日に処分の手続を完了した。 今後は、備品管理一覧表と現物との確認を再度行うとともに、全職員で備品の情報を共有し再発防止に努める。
ウ 工作物の設置に当たり、道路占用許可の更新手続きを行っていないものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものもあることから、組織的なチェック体制を構築するなど、有効な対策を講じられたい。	ウ 工作物2件の道路占用許可については、平成28年1月20日に更新手続きを完了した。 今回の更新に向け、事務引継ぎを徹底するとともに、事務室内のわかりやすい場所に今回の更新時期を表示し、情報共有を図ることにより、再発防止に努める。